平成２４年（フ）第４４号
宮城県大崎市古川宮沢字荒町16番地
債務者　松川　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
千葉県市川市平田２丁目16番８号　榎本荘101号
債務者　阿川　正三
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５１号
千葉市美浜区高洲１丁目11番６号
債務者　中野　正子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４１号
千葉市中央区星久喜町568―２、住民票上の住所千葉県木更津市新宿11番４―201号
債務者　坂部　泰治
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５０号
千葉市緑区大椎町1229番地155
債務者　伊東　恒彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７号
千葉県船橋市前原西６丁目１番１号メゾンドソレイユ305号
債務者　小川　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６０号
千葉市稲毛区長沼原町704番地１パストラールハイツＡ206号
債務者　清水　英剛
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６１号
千葉市若葉区桜木３丁目24番７号森田ハイツ101号
債務者　長谷川　茂
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６６号
千葉県市原市牛久1004番地横山アパート１号室
債務者　井口　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７６号
千葉県市原市西国分寺台１丁目５番地８
債務者　胡桃沢めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８９号
千葉県八千代市大和田新田1078番地64
債務者　森脇　佑子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０３号
千葉県習志野市谷津７丁目７番63―301号
債務者　下野　祐介
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１５号
千葉市中央区村田町590番地の６
債務者　長嶋　昭二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１８号
千葉県八千代市村上1597番地40八千代荘305
債務者　立石　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２２号
千葉県船橋市薬円台１丁目27番16号グランディールサオリ201号
債務者　川添三佐子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３９号
千葉県船橋市東中山１丁目19番47号
債務者　渡邉貴美子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
岐阜市柳津町本郷１丁目106番地　シャトレ愛松柳津Ⅱ402号室
債務者　森　　清
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬560番地の18
債務者　森田　恒一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
静岡地方裁判所下田支部